

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 1 3 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

## 目 次

1	議案第51号	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について）	P 1
2	議案第52号	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について）	P 4
3	議案第53号	臨時代理の承認を求めることについて （公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館））	P 7
4	議案第54号	臨時代理の承認を求めることについて （公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」ほか1施設））	P 9
5	議案第55号	臨時代理の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター））	P 11
6	議案第56号	臨時代理の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館））	P 13
7	議案第57号	臨時代理の承認を求めることについて（令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算））	P 16
8	議案第58号	五所川原市歴史民俗資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 17
9	議案第59号	工事の計画について	P 19

## 議案第51号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

五所川原市歴史民俗資料館及び五所川原市金木歴史民俗資料館を廃止するために提案する条例案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 号

五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

## 五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例

五所川原市歴史民俗資料館設置条例（平成17年五所川原市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条の表五所川原市歴史民俗資料館の項及び五所川原市金木歴史民俗資料館の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

区分		入館料（利用料金）
個人	高校生以下	無料
	大学生	220円
	一般	310円
団体（20人以上）	高校生以下	無料
	大学生	160円
	一般	260円

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 提案理由

五所川原市歴史民俗資料館及び五所川原市金木歴史民俗資料館を廃止するため提案するものである。

## 議案第52号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 提案理由

伊藤忠吉記念図書館の名称及び位置並びに五所川原市立図書館協議会の委員の定数を変更するために提案する条例案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 号

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例

五所川原市立図書館設置条例（平成17年五所川原市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条の表伊藤忠吉記念図書館の項を次のように改める。

五所川原市立図書館金木分館	五所川原市金木町朝日山 319 番地 1
---------------	----------------------

第6条第2項中「15人以内」を「10人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

伊藤忠吉記念図書館の名称及び位置並びに五所川原市立図書館協議会の委員の定数を変更するため提案するものである。



## 議案第53号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

公の施設の指定管理者の指定について  
(五所川原市市浦歴史民俗資料館)

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による提案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

1 指定管理者が管理する公の施設の名称

五所川原市歴史民俗資料館設置条例（平成17年五所川原市条例第90号）第2条に規定する五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター設置条例（平成17年五所川原市条例第103号）第2条に規定する五所川原市市浦地域活性化センター、五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例（平成17年五所川原市条例第165号）第2条に規定する十三湖中の島ブリッジパーク及び五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例（平成17年五所川原市条例第166号）第2条に規定する脇元海辺ふれあいゾーン

2 指定管理者となる団体の名称

十三亀山社中 代表 鳴海 久幸

3 指定管理者が管理する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 議案第54号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

公の施設の指定管理者の指定について

(五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館)

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による提案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

- 1 指定管理者が管理する公の施設の名称  
五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例（平成17年五所川原市条例第91号）  
第2条に規定する五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び五所川原市津軽三味線会館設  
置条例（平成17年五所川原市条例第163号）第2条に規定する津軽三味線会館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部 代表理事 山中 政広
- 3 指定管理者が管理する期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原  
市条例第65号）第2条第2項の規定による指名の理由  
特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部は、指定管理者として平成18年度から五所  
川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館を適切に管理運営しており、また、  
太宰治及び津軽三味線を軸とした地域振興に資する自主事業にも積極的に取り組み、  
両施設の設置目的である教育、文化の向上及び発展に大きく寄与していることから、  
同団体を指定管理者として継続していくことが最善であると判断される。  
よって、特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部を五所川原市太宰治記念館「斜陽館」  
及び津軽三味線会館の指定管理者の候補として指名するものである。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決  
を求めるものである。

## 議案第55号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

公の施設の指定管理者の指定について  
(五所川原市ふるさと交流圏民センター)

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による提案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

- 1 指定管理者が管理する公の施設の名称  
五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例（平成20年五所川原市条例第2号）  
第2条に規定する五所川原市ふるさと交流圏民センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部 理事長 對馬 義光
- 3 指定管理者が管理する期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 議案第56号

### 臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

### 記

#### 公の施設の指定管理者の指定について

(五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館)

#### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による提案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

1 指定管理者が管理する公の施設の名称

五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）第2条に規定する五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館

2 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人五所川原市体育協会 会長 藤森 俊

3 指定管理者が管理する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）第2条第2項の規定による指名の理由

一般財団法人五所川原市体育協会は、平成24年2月に合併した財団法人五所川原市自治振興公社の期間を含め、受託管理者として平成2年度から五所川原市民体育館、五所川原市営球場及び五所川原市営庭球場を、平成11年度から五所川原市勤労者総合スポーツ施設を、平成19年度から五所川原市つがる克雪ドームを適切に管理運営しているところである。

また、同協会は、施設を有効活用した各種事業を行っており、良好な施設の管理だけでなく、地域の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に大きく貢献していることから、同協会を指定管理者として体育施設を管理運営していくことが最善であると判断される。

よって、一般財団法人五所川原市体育協会を五所川原市民体育館、五所川原市営球場、五所川原市営庭球場、五所川原市北斗グラウンド、五所川原市嘉瀬スキー場、五所川原



市金木運動公園、五所川原市つがる克雪ドーム、五所川原市弓道場、五所川原市勤労者総合スポーツ施設、五所川原市金木相撲場及び五所川原市漆川体育館の指定管理者の候補として指名するものである。

#### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第57号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により別冊のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

令和2年度五所川原市一般会計補正予算（教育予算）

提案理由

令和2年度五所川原市一般会計補正予算案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第58号

五所川原市歴史民俗資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市歴史民俗資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

五所川原市歴史民俗資料館設置条例施行規則の一部を改正する規則

五所川原市歴史民俗資料館設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次のとおり」を「12月1日から翌年の3月31日まで」に改め、同項各号を削り、同条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第59号

工事の計画について

令和2年度に実施する500万円以上の工事の計画を次のとおり策定する。

令和2年12月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、工事の計画を策定するため提案するものである。

500万円以上の工事の計画について（令和2年度）

1	事業名	中学校教室等空調設備整備事業 (教育総務課)
	事業説明	市内6中学校56室に空調設備合計62台を整備する。 (内訳) 普通教室39室、特別支援学級11室、職員室6室
	令和2年度 事業予算額	237,027,000円
	うち500 万円以上の 工事請負費	227,315,000円